

《 入院期間が 180 日を超える入院の費用について 》

通算のご入院が 180 日を超えますと、患者様の状態等によっては健康保険から入院基本料の 15%相当が病院に支払われません。180 日を超えた日からの入院が選定療養（患者様の自己の選択に係るもの）となり入院基本料の 15%相当は患者様の負担となります。

当院では、通算のご入院期間が 180 日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。

地域一般入院料 3 の 15%と消費税をもとに計算

⇒1 日につき 1,650 円

ただし、右面の状態等にある患者さんの場合は選定療養とはなりませんので、その費用の徴収はいたしません。

なお、同一の疾病又は負傷で入院されれば、入院期間の算定の方法が当院のみでなく、他の医療機関での入院期間も通算される場合があります。この場合、当院で 180 日に達しなくとも、他の医療機関の入院期間を合算して 180 日を超えた際には選定療養となります。

これらは国の医療政策によるものであって、当院の収入が増加するわけではありません。

通算入院期間が 180 日を超えても選定療養とならない状態等

1. 難病患者等入院診療加算を算定する方
2. 重症者等療養環境特別加算を算定する方
3. 重度の肢体不自由者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く）、脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く）、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等の方
4. 悪性新生物に対する腫瘍用薬（重篤な副作用を有するものに限る）を投与している状態
5. 悪性新生物に対する放射線治療を実施している状態
6. ドレーン法又は胸腔・腹腔の洗浄を実施している状態
7. 人工呼吸器を使用している状態
8. 人工腎臓、持続緩除式血液濾過又は血漿交換療法を実施している状態
9. 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態（当該手術を実施した日から起算して 30 日までの間に限る）
10. 末期の悪性新生物に対する治療を実施している状態
11. 呼吸管理を実施している状態
12. 頻回に各痰吸引・排出を実施している状態
13. 肺炎等に対する治療を実施している状態
14. 集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等の方
15. 15 歳未満の方
16. 児童福祉法第 6 条の 2 第 3 項に規定する小児慢性特定疾病医療支援を受けている方
17. 児童福祉法第 20 条第 1 項の療育の給付を受けている方
18. 造血幹細胞移植又は臓器移植後の拒絶反応に対する治療を実施している方